

かんとう保全ニュース

令和元年秋号
2019年10月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. エアコンの点検はされていますか？
2. よくある不具合（湯沸かし器等の換気と屋外盤の不具合）
3. 政府実行計画の目標とLED照明について

1. エアコンの点検はされていますか？

フロン排出抑制法の概要

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）は、化学的に安定しており、人体に毒性が小さいことから、エアコンや冷蔵・冷凍庫の冷媒、スプレーの噴射剤などに用いられてきました。

しかし、フルオロカーボンが、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となっている事があきらかになり、平成13年に「フロン回収・破壊法」(※1)が制定されました。法律の制定後、「冷媒HFCの急増」、「冷媒回収率の低迷」、「機器使用中の大規模漏えいの判明」等の問題が発生し、新たな対応が必要となりました。

そのため、これまでのフロン類の回収・破壊だけでなく、製造から廃棄までの対策が取られるよう、名称も「フロン回収・破壊法」から、「フロン排出抑制法」(※2)へ改め、平成27年4月に、制定しました。

フロン類が使用された第一種特定製品の業務用エアコン等を使用する場合、法律に基づいた点検が必要となります。

※1 フロン回収・破壊法：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

※2 フロン排出抑制法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

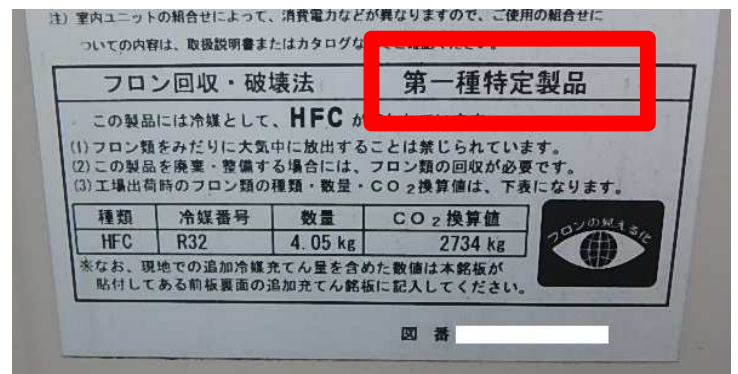


点検が必要な第一種特定製品

設置されているエアコン等で、「第一種特定製品」の表示がされている機器は、「フロン排出抑制法」の対象製品で、点検を行う必要があります。

点検には、「簡易点検」と「定期点検」の2種類有り、「簡易点検」は、全ての第一種特定製品が対象となります。

また「第一種特定製品」の中で、電動機の定格出力が大きいエアコン等は、「定期点検」を行う必要があります。



第一種特定製品の表示例

簡易点検と定期点検

点検種別	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】 全ての第一種特定製品	3ヶ月に1回以上	機器ユーザーが自ら実施 専門業者に依頼してもよい
【定期点検】 圧縮機に用いられる 電動機の定格出力が 7.5kW以上の機器	7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 : 1年に1回以上 7.5kW以上50kW未満の空調機器 : 3年に1回以上 50kW以上の空調機器 : 1年に1回以上	専門知識を有する者

簡易点検の概要と手引き

フロン排出抑制法に基づく 簡易点検について

フロン排出抑制法に基づく簡易点検は、全ての業務用冷凍空調機器（カーエアコンを除く。）が対象となる、フロンの漏えいを未然に防ぐための点検です。

点検頻度

3か月に1回以上

点検実施者

実施者の具体的な限定なし

点検項目

外観

音

庫内温度*
※冷凍冷蔵機器のみ

例えば 冷凍冷蔵ショーケース

- 熱交換器の霜付きの有無
- 庫内の温度 等

例えば 室外機

熱交換器及び目視検査で確認可能な配管部分等の

- 異音・異常振動
- 製品外観の損傷
- 腐食
- 錆び
- 油にじみ 等

室外機の油にじみ 室外機の腐食 異音・異音・異常振動の有無の確認

漏えいが確認された場合は、可能な限り速やかに冷媒漏えい箇所を特定し、原則、充填回収業者に充填を依頼する前に、漏えい防止のための修理等を行う必要があります。

簡易点検に加えて、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器については、専門業者等による定期点検が必要です。

業務用冷凍空調機器ユーザーによる 簡易点検の手引き

改正フロン法対応（フロン類の漏えい点検）

業務用エアコン編

環境省のサイトより

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/tenken-kiroku.pdf

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構のサイトより

http://www.jarac.or.jp/seminar/dl/06Tebiki_2.pdf

詳細な情報については、環境省のポータルサイトをご確認下さい。

「フロン排出抑制法」 <https://www.env.go.jp/earth/furon/>

2. よくある不具合（湯沸かし器等の換気と屋外盤の不具合）

湯沸かし器等の換気

湯沸かし器等（ガスコンロ、ストーブ）の使用中は、換気扇を回すか窓を開けるなどして、必ず換気を行って下さい。

湯沸かし器等は、火気を使うので、換気が不十分のまま使用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒が起こり、最悪の場合は死亡事故に至る恐れがあります。

また、換気扇を回していても、給気口が家具

や荷物などで塞がっていると、室内に新鮮な空気（十分な酸素）が供給されずに、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こすおそれがありますので、給気口の周囲も定期的に確認して下さい。



※ 機械換気設備（換気扇等）の確認周期は、1回／年です。正常に作動するか必ず確認を行い、作動しない場合は修繕して下さい。

屋外の盤の不具合

屋外の盤は経年により劣化が進みます。劣化の程度が浅ければ、盤の錆を落とし再塗装程度の補修で対応可能ですが、劣化が進み、盤の外板に穴が開くと、盤の交換が必要となり、費用と日数がかかるだけでなく、交換作業に停電が伴う可能性があります。

分電盤等の外観及び固定の確認周期は、1回／年です。1年に1回確認を行ってれば、交

換を要する程度にまで急激に腐食が進行することはないと考えられますので、必ず確認を行うようにして下さい。また、電気は目に見えません。不用意に触れたりせずに、少しでも『おかしい!?』と感じた場合は、各施設の電気主任技術者、電気工事業者又は管轄の営繕事務所等まで相談下さい。



錆を落とし再塗装程度の補修で対応可



盤の施錠が出来ないため、ガムテープで固定している状態。盤の修繕が必要



腐食がひどく、外板に穴が開いている状態。ボックスの交換が必要

3. 政府実行計画の目標とLED照明について

政府実行計画の目標

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、「LED等の高効率照明が、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目指す」とされております。そのため、政府実行計画（平成28年5月13日閣議決定）では、政府自らが率先してLED照明を導入することとなっており、「政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2015年度の6.5%から、2020年度までに50%以上とすることを目指す」とされております。

す。既設照明器具が蛍光灯の場合、LED照明器具への改修が必要となっております。



直管形LEDランプ交換のみの危険性

照明器具本体はそのまま、直管形蛍光灯から直管形LEDランプに交換する場合、脱落や発煙発火のリスクがあり、安全性が確保できない恐れがあります。

また、直管形LEDランプ交換に伴い、内部配線等の改造を行うと照明器具製造者の製造物責任から外れることとなります。

LED照明改修では、グリーン購入法に該当する製品を選定していただく他、複数の室や建物がある場合は、順次効率的に改修を進める必要がありますので、改修をご検討の際は、管轄の営繕事務所までご相談ください。

保全ニュース（20018年7月）のLEDの特集も合わせてご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000707342.pdf

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357
ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。
関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室	http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6995
甲武営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。
営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01@gxb.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396
※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。